

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年7月23日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして補足説明等をさせていただきます。

まず、1枚目、1の「原子力規制委員会について」。

(1) 第19回原子力規制委員会、7月24日の10時半から開催されます。議題は5つございます。

議題1「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－」についてです。こちらは、日本原電・東海第二発電所の燃料被覆材に係る設置変更許可につきまして、原子力委員会と経済産業大臣の意見聴取が済んだことから、許可をすることを委員会にお諮りするものです。

議題2「特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う内規の改正案に対する意見募集結果のとりまとめ及び制定について」です。こちらは、5月22日の第8回原子力規制委員会で意見募集を行うこととした3つの内規に関しまして、意見募集の結果を委員会に報告するとともに、それらを含む内規の改正について、委員会にお諮りするものであります。

議題3「獣医療におけるPET診療に係る告示の改正及びこれに対する意見募集の結果等について」。こちらは、5月22日の第8回原子力規制委員会におきまして、獣医療におけるPET診療用の放射性物質を放射線障害防止法の規制対象から除くための告示の改正案について、意見募集を行うこととなりました。その結果を今回報告するとともに、告示の改正につきまして、委員会にお諮りするものであります。

続きまして、議題4「放射線安全規制研究戦略的推進事業の進捗状況について」。こちらは、平成29年度から放射線防護分野の安全研究推進事業というのが始まっております。これのうち、平成29年度に開始し平成30年度末に終了した7つの課題につきまして、事後評価を行ったことから、その評価結果を報告するものであります。

続きまして、議題5「平成29年度に実施した第二種放射線取扱主任者試験の出題誤りについて」。こちらは、先週金曜日に公表されました原子力安全技術センターに係る第二

種放射線取扱主任者試験の出題誤りの事案につきまして、その概要等を委員会に報告するものであります。

続きまして「検討チームの会合、会見などについて」でございます。

1枚おめくりいただいて、2ページ目一番下の7月25日木曜日、(6)第748回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは、前回の定例ブリーフィングで御説明した内容に追加がありましたので、御説明いたします。

前回の定例ブリーフィングでは、中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に係るコメント回答を受けるとお伝えしたところですが、それに加えまして、九州電力・川内発電所1・2号機の工事計画認可について、6月25日の審査会合のコメント回答も追加で受けることとなりましたので、訂正させていただきます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3ページ、7月26日金曜日、(8)第750回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは、東北電力・女川原子力発電所2号機の設置変更許可につきまして、4月5日の審査会合のコメント回答を受けるとのことであります。

続きまして、その下、7月29日月曜日、(10)第1回原子炉圧力容器に供する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チーム。こちらは、7月10日の第17回原子力規制委員会にて設置が了承されました検討チームの第1回会合であります。具体的には、日本電気協会から検討対象に係る規格の説明を受けるとともに、今後、検討チームで議論する内容などを検討するものと聞いております。

続きまして、1枚おめくりいただいて、4ページ一番上、(11)第16回会合検査制度の見直しに関する検討チーム。

こちらは議題がいろいろございますが、大きく分けると、議題1と議題2が規制庁から説明する今後の取り組みの方向性です。議題1は、新たな検査制度、いわゆる新検査制度の継続的に改善していくための方策について、また、議題2は、その検査の結果等を、被規制者のみならず、公衆、すなわち国民等と情報共有していく、そのための基本的な考え方について、それぞれ説明があるとのこと。

また、議題3と議題4は、それぞれ技術的な話について、事業者と規制側の認識を一致させるものだと思います。議題3は、いわゆるPRAモデル（確率論的リスク評価モデル）を新検査制度の中で活用するための方策について、議題4は、産学協会が新検査制度を念頭に置いて策定に向けて作業中の規格について、それぞれ説明があり、かつ、認識を一致させるものであります。

続きまして、その下、(12)第293回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは、リサイクル燃料備蓄センターの設計、工事方法確認について、6月17日の審査会合のコメント回答を受けるとのものです。

説明は、私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、フクチさんからお願いします。

○記者 朝日新聞のフクチです。

24日のあしたの委員会の議題5の出題誤りについてなのですが、これは報告を受けた上で、規制委員会側から何か指導というか、改善を求めるようなことというのは法的にできるものなのでしょうか。

○児嶋総務課長 法的にという意味であれば、恐らく監督しているという意味において、法的な権限だけでいくと、例えば、是正措置命令をかけたとかということがあり得ると思います。ただ、現時点では、原子力安全技術センターで、今、原因を調査して、また、対策等を考えているところですので、現時点ではその結果を待つということになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 アベさん。

○記者 共同通信のアベです。よろしくお願いします。

先週の定例ブリーフィングの場で、柏崎市長への回答の件なのですが、このブリーフィングの場でお伺いしたとき、追加の回答はしないと、必要はないというお話だったと思うのですが、その夜になってまた改めての再回答という形になりましたけれども、その理由と経緯を教えてくださいませんか。

○児嶋総務課長 まず、この場で私から、その時点では回答する予定はないと申し上げました。まさにその言い切った、前回の広報室長名の回答の中で、全て答えらえることを答えたというつもりでございました。そのブリーフィング後に委員長まで御報告する中で、そうはいつでも、やはり明確に回答すべきではないかと。所掌事務とは何があるのかと、所掌事務に含まれるのかということがありまして、その他3つ御質問がありましたけれども、まず明快にやはりこの場合は回答すべきであろうと。また、委員長名で回答すべきであろうというふうにも上の方の判断がありまして、もう一回改めて回答することとなったものであります。

○記者 再回答について、相手方から何か反応とか意見、回答というのはあったのでしょうか。

○児嶋総務課長 現時点ではございません。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○記者 毎日新聞のオクヤマです。

もう一度確認ですが、29日、(10)の圧力容器の破壊靱性の件ですが、これは、今後、
どういうことを課題にして議論をしていこうかということの確認をするという理解で
いいでしょうか。

○児嶋総務課長　そうです。議論していく内容をもう一度事務局からたたき台を出して、
みんなで議論をしていくということだと聞いております。

○記者　今後、何回か繰り返すと。

○児嶋総務課長　繰り返されると聞いています。

○記者　分かりました。ありがとうございます。

○司会　よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—